

旧奉天省遼陽の郷団指導者、袁金鎧について

江 夏 由 樹

まえがき

本稿が考察の対象とする袁金鎧は、清末から「満州国」の時代にかけて旧奉天省で権勢を振るった地方官僚である。辛亥革命前後の奉天省地方権力、張作霖政權、また「満州国」が各郷村の末端にまでその支配を確立していくためには、まずこの地域の有力者、地方官僚の協力を必要とした。袁金鎧はそうした在地勢力の領袖の一人であった。

東三省は日清戦争、義和団事件、さらに日露戦争の際に日本、ロシアの侵略を受け、その占領の下におかれた。旧奉天省遼陽の有力者であった袁金鎧は義和団事件の時期の混乱の中で、民間の郷村自衛組織である郷団の指導者として頭角を現し、日露戦争後には遼陽巡警総局長の地位を獲得した。その後、彼は1909年（宣統元年）に奉天諮議局議員、さらにその副議長に選出され、辛亥革命の際には総督趙爾巽を助けて、この地域の反清運動の弾圧に大きな功績を挙げた。辛亥革命後、袁金鎧は張作霖のもとで奉天軍民兩署秘書長、張学良のもとで東北保安委員会副委員長等を歴任し、「満州国」が成立するや参議府参議、ついで尚書府大臣の地位に就いた¹⁾。「満州国」の崩壊後、彼はソビエトに抑留され、その地で病死したと伝えられている²⁾。

以上のような経歴を有し、旧奉天省の土着勢力の代表とも言えた袁金鎧について考察することは、次のような点で意味がある。

まず、第一は異民族支配との関わりである。1620年代以来、遼東の漢人社会は清朝異民族支配のもとにあり、さらに19世紀末以降はロシア、日本に侵

略され、ついには日本の全面的な支配の下に置かれた。遼東の漢人在地勢力はこうした異民族の侵略に対していかなる態度をとり、彼ら在地勢力と清朝、日本、ロシアという異民族征服者との間にはいかなる相互依存、あるいは対抗関係が存在したのであろうか。清朝及び「満州国」に仕えた袁金鎧について探ることは、この点で興味深い。

第二は在地勢力と公権力との関係についてである。この地域を支配した清朝、張作霖政権、「満州国」はその公的統治機構の末端に在地勢力を組み込み、彼らを通じて各郷村の土地、人民を統制する必要があった³⁾。しかし、こうした在地勢力の「地方自治的」な支配が拡大すると、公的統治機構の集権的な機能そのものが堀り崩されてしまう恐れがある。つまり、この地域の支配者は袁金鎧等の在地勢力からの協力を必要としたが、同時にこれらの勢力は危険な存在でもあった。時の政権によって、あるときは厚遇され、またあるときには冷遇された袁金鎧の奉天政界での動きは、こうした公的統治機構と土着勢力との間に存在した緊張関係を具体的に反映しているとも言えよう。

第三は東三省の近代史全体の流れとの関わりである。辛亥革命後、東三省の政権が何度か変わるなかで、在地勢力を率いた袁金鎧はそれぞれの政権内部で重要な位置を占めた。したがって、袁金鎧に焦点をあて、旧奉天省の政治社会を考察していくことは、辛亥革命前後、張作霖政権、「満州国」の各時代を貫いて、一つの継続した流れのなかで旧奉天省の歴史を論じることを可能にする。このことは、とかく個別な研究対象とされている上記の各政権、また各時代を東三省の近代史のなかに如何に位置づけて理解するかという問題とも深く関わってくる。

筆者は袁金鎧について今後いくつかの論文を書く予定でいる。本稿はまずその第一歩として、袁金鎧が奉天地方政界の実力者としての地位を獲得するきっかけとなった。遼陽の郷団について主に考察してみたい。

1 袁金鎧の家系

袁金鎧は字を潔珊と言い、奉天省遼陽の山薬舗に1870年（同治9）に生ま

れた。彼の生家は富裕な漢軍正黄旗人の地主であり、彼自身は歳貢の身分を有し、郷里で奉天書院という私塾の教師をしていたという⁴⁾。袁金鎧が遼陽の出身であり、漢軍旗人であったことは注目に値する。

遼陽は瀋陽の南約65キロメートル、遼河の支流太子河の左岸に位置している。田村実造氏によれば、遼陽は「いくたびかの盛衰をかさねながらも、つねに満州及び朝鮮と華北地方とを結ぶ陸上交通の要衝として、満鮮地方をえたものにとっても、あるいは華北に建国したものにとっても重視されていた⁵⁾」土地であった。遼陽の名は遼朝がこの地に五京の一つとして東京遼陽府を置いたことに始まる。その後、金、元、明の各時代を通じて、遼陽は東北経営の基地であり、1621年、清の太祖もこの地に一時都を置いた⁶⁾。こうした歴史的に要衝な地に自己の勢力基盤を置き、袁金鎧は奉天地方政界の実力者としての地位を築き上げていったのである。

袁金鎧のみならず、于冲漢（後の「満州国」監察院長）、孫其昌（同じく民政部大臣）、劉恩格（同じく立法院秘書長）、呉恩培（同じく満州中央銀行理事）といった有力者が遼陽の出身であった⁷⁾。彼らは「奉天省文治派遼陽派」と呼ばれることもあり、清末から「満州国」の時代に至るまで、奉天地方政界で強い勢力を誇った⁸⁾。

また、袁金鎧が八旗の漢軍旗人であったことは興味深い。旗人とは清朝成立の基礎となった軍事、社会組織である八旗に属した者の総称である。その中心は満州人であるが、蒙古人、漢人等をも含み、1635年（天総9）には蒙古八旗、1642年（崇徳7）には漢軍八旗が創設された⁹⁾。旗人は「士族」としての特殊な身分をもち、各種の特権を与えられ、その戸籍は旗檔に編成されて、一般の民人とは明確に区別されていた¹⁰⁾。浦廉一氏の説明によれば、漢軍旗人の多くは「清朝入関以前より、既に満州に投降し、若しくは俘獲せられて、主として兵役に従事し、その帝業を幫助したる遼東の漢人及びその子孫」であり、「その貫籍は遼陽、瀋陽等を最多¹¹⁾」としていたという。『遼陽県志』もまた漢軍旗人の起源を、「清初に先ず遼陽に都す。土着の漢人の降附する者を漢軍と爲す¹²⁾」と説明している。

筆者もかつて、17世紀初期に清朝が遼東を占領した際、この地域の多くの漢人有力者が清朝の保護を求めて自己の身柄と土地を清朝皇室、王公のもとに投じた点を論じたことがある¹³⁾。清朝はこうした在地有力者を漢軍旗人として清朝支配者に身分的に隷属せしめ、彼らを通じて各郷村の土地、人民を統治することを図ったのである。漢軍という微妙な位置にはあったが、彼らは2世紀半にわたって清朝皇室、王公府と主従関係で結ばれ、旗人として特別な保護を与えられていた。

清末に至り、清朝中央の統治力が衰退し、さらにロシア、日本による占領という遼東社会の危機を迎えて、再びこの地域の漢軍旗人の有力者は各在地の指導者として、この地方の政治の表舞台に登場してきたのであった。袁金鎧はまさにそうした漢軍旗人の一人であったと言えよう。袁金鎧の属した正黄旗は八旗上三旗の一つであったことから、彼の家は地主とは言うものの、かつては清朝皇室の土地を管理あるいは耕作していたのかもしれない¹⁴⁾。彼の家の豊かな財産はそうした地位を利用して蓄えられてきた可能性がある。

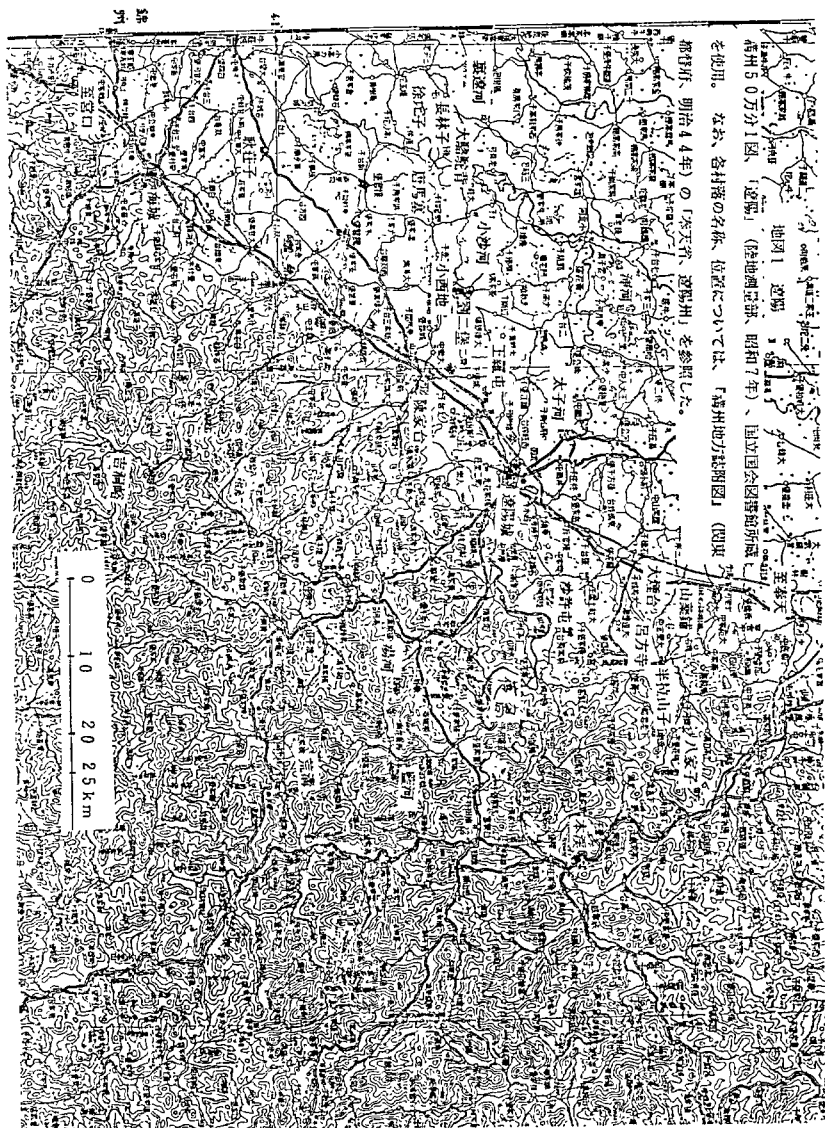
なお、奉天出身の有力者に漢軍旗人が多かったことは注目に値する。表1に示したように、袁金鎧のみならず、朱集成、胡魁福、李明善、商作霖という遼陽の郷団指導者が漢軍旗人であった。さらに、辛亥革命の時期に東三省総督であった趙爾巽、また奉天における反清運動の著名な指導者であった張榕も、それぞれこの地域の漢軍旗人の名家に生まれている。趙爾巽の場合、父の趙文穎、兄弟の趙爾震、趙爾萃が進士出身であり、辛亥革命の際に殺害された四川総督趙爾豐も彼の弟であった¹⁵⁾。一方、張榕は旧奉天省の反清運動を指導し、辛亥革命の際には張作霖の配下に暗殺された人物である。彼は奉天の屈指の大地主である、撫順の漢軍鑲黄旗人の家に生まれた。鑲黄旗も上三旗の一つであり、彼の家は清朝三陵の一つである福陵の守護を代々務めていたという。後の「満州国」司法大臣張煥相は張榕の従兄弟にあたる¹⁶⁾。辛亥革命期、袁金鎧、趙爾巽、張榕という漢軍旗人は互いに複雑な関係を保ちながら、この地域の政治の動きに重要な役割を果たしていった。漢人でありながら旗人であったが故に、微妙な位置に置かれていた当時の漢軍旗人の問題については、改めて別の機会

表1 遼陽の郷団概要

	郷団が組織された地域	郷団の活動時期	主な組織者、指導者	その身分	活動の概略
1	吉洞峪	同治初期	閔慶復		同治年間初期、「胡匪」の活動が激しくなり、閔慶復が郷団を組織する。遼陽南路郷団の始まり。
		光緒20年 (1894) 光緒26年 (1900)	徐 珍		日清戦争時、知州徐慶璋は徐珍を練総に任じる。徐珍は海城、岫巖、鳳凰の隣県にまで及ぶ大郷団を組織し、「土匪」を討つとともに、侵入する日本軍に激しく抵抗した。義和団事件の際、徐珍は再び万余人をもって郷団を整備し、荒溝で「洪匪」百数十人を討ち、その活動範囲は本溪県下馬塘にまで及んだ。
2	西 路	同治5年 (1866)	徐長清		徐占一等の率いた「股匪」数千人が海城県の耿莊子方面から侵入。徐坨子に住む徐長清は長林子をはじめとする30余屯の農民、数千人をもって郷団を組織し、「股匪」を撃退。
		光緒26年 (1900)	于 祥 和 劉 広 葆	経歴 繙訳生員	53屯の千余人をもって郷団を組織し、王占北、王老疙疸等の率いた「馬賊」を撃退。
			馮 紹 唐 劉 春 煥 德 彬 馮 麟 閣 胡 魁 福	進士 举人 举人 举人、漢軍 鑲白旗人	馮紹唐、劉春煥、德彬等が中心となって、郷団の編成を認めるよう盛京將軍増祺に求める。遼陽州と海城県の境界地域では馮紹唐の甥であり、「緑林」の武将であった馮麟閣が総練長となる。馮は大駱駝背に侵入した「土匪」志郎軒の団を解散させる。 なお、胡魁福が西路郷団を統轄した。
			周 紹 棠	举人、満州 鑲紅旗人	劉二堡付近の河南、河北、西地、東堡、後堡の五会によって団練が

3	劉二堡	光緒26年 (1900)	王自斌	村長	組織された。練長栗雅亭は27—28里にもわたる防衛線を築き、印關亭等の率いた400人余の「股匪」を撃退した。また、柳家荘の郷民は襲来した李鉄頭の一団を打ち破った。
			馮麟閣		印關亭、費錫武の率いた一団を解散させ、さらに劉二堡近郊の小西地に侵入した十一老疙疸の一団を討つ。
4	半拉山	光緒29年 (1903)	袁金鎧	歲貢生、漢軍正黃旗人	山藥舗の有力者であった袁金鎧は妻の兄である蘇蕙岑とともに陳小玩の率いた「土匪」の一団を打ち破り、半拉山子、呂方寺等の数十屯をまとめて、郷団を組織した。
5	北八家子	光緒26年 (1900)	朱集成	舉人、漢軍鑲白旗人	知州楊昌濬は北八家子の有力者朱集成に北路の郷団を指揮するよう依頼。練長は夏二蚕。さらに日露戦争時、知州沈金鑑は再び朱集成に郷団の編成指揮を要請。数十屯からなったこの郷団は「保甲局」とも呼ばれ、後日、警察の基礎となった。
6	陳家台	光緒26年 (1900)	春澍	舉人、蒙古正黃旗人	陳家台付近の20余屯で組織された。
7	沙許屯	光緒26年 (1900)	尹相湯 邸春亭	舉人	沙許屯付近の20余屯で組織された。
8	夔窩	光緒26年 (1900)	袁鎮南	進士	夔窩付近の数十屯で組織された。
9	王羅屯	光緒26年 (1900)	李明善 丁春和 商作霖 趙乃弼 孟文格	舉人、漢軍旗人 廩生 舉人、漢軍正黃旗人 恩貢 歲貢、滿州旗人	王羅屯付近の数十屯で組織される。

史料：『遼陽県志』巻21「兵事志」8b—9a頁，巻22「警甲志」9a—12b頁，〔同書（洋装本）（成文出版社，1972年）第3冊836—37，859—66頁〕



に詳しく検討してみたい¹⁷⁾。

2 遼陽の郷団

清末の義和団事件、日露戦争の時期、東三省はロシア及び日本の軍隊の占領下に置かれ、清朝の統治機能は著しく麻痺した。略奪、誘拐等を業とするいわゆる「土匪」、あるいは「股匪」、「胡匪」、「紅胡子」、「馬賊」の活動が各地で活発となった。当時、東三省には山東省をはじめとする関内各地から多くの農業移民、また鉱山、鉄道建設等に従事する労働者が流入していた。彼らの一部は定着する地を得ることが出来ず、相次ぐ戦乱のなかで生まれた清軍の逃兵等とともに、「土匪」の集団を形成したという¹⁸⁾。こうした「土匪」の襲来に対抗するために、奉天各地の郷村では自衛のための武装組織が結成された。こうした集団を団練、または団防というが、そのうちいくつかの村落が集まって結成したものを郷団とよんだ¹⁹⁾。袁金鎧が旧奉天省地方政界で頭角を現すきっかけとなったのも、彼が義和団事件の際に、郷里の遼陽北部で郷団を組織したことであった。

『遼陽県志』は遼陽の郷団についてまず、「清の同光時代、遼境は四たび匪患を経るあり。同治丙寅（1868年）、光緒甲午（1894年、日清戦争）の小乱が二、光緒庚子（1900年、義和団事件）、甲辰（1904年、日露戦争）の大乱が二。而して全境の未だ糜爛に至らず、人民の未だ淪胥に至らずは則ち郷団の力なり」と説明している〔（ ）内は筆者²⁰⁾〕。『遼陽県志』の記述から、遼陽の各郷団の概略とその組織された地域をまとめたものが表1及び地図1である。

まず、郷団の規模であるが、『遼陽県志』には各郷団を構成した屯、及び人員について断片的な数字が示されている。それによれば、一つの郷団を構成した集落は20屯（陳家台、沙許屯の郷団）から53屯（于祥和の率いた西路郷団）、またその構成人数も千余人（于祥和の率いた郷団）から数万人（徐珍の郷団）ほどであった。半拉山、北八家子、菱窩等の郷団も数十屯の村落で組織されていたという。こうした数字から見る限り、遼陽の各郷団はかなりの規模を誇っていたようである。

次に郷団が結成された時期であるが、表1にあるように、遼陽の郷団の多くは義和団事件の時期に組織されている。しかし、山間地域である県南東部の吉洞峪及び渾河と裏遼河に挟まれた県南西部では比較的早い時期から郷団が組織されていた。両地域とも他県と境を接する辺鄙な土地であり、官の統制が十分に及ばなかったところから、民間の自衛組織である郷団の成立が早かったと考えられる。ここで、『遼陽県志』の記述に沿って、遼陽の郷団の活動内容の一部を概観してみよう。

吉洞峪では同治年間初期に「胡匪」の活動が激しくなり、関慶復という人物が郷団を組織した。関の死後、その後を継いだのが徐珍である。徐珍は日清戦争時に知州徐慶璋より練総に任じられ、海城、岫巖、鳳凰の隣県の一部を含む百数十里の郷村を統合して大規模な郷団を組織し、侵入する日本軍を大いに苦しめたという²¹⁾。『遼陽県志』は徐珍の率いた郷団が果敢に遊撃戦を展開し、ついには日本軍が吉洞峪侵入を断念せざるをえなくなった状況を細かく描写している²²⁾。こうした徐珍の勇名は日露戦争時の日本軍人の間でも語り継がれていたという²³⁾。その後、義和団事件の際、徐珍は再び万余人から成る団練を編成し、「土匪」の攻撃からこの地を守った。徐珍は1909年(宣統元)には袁金鎧とともに奉天諮議局議員に選出され、旧奉天省政界の実力者としての地位を確立していった。

一方、遼陽西南部で郷団結成の中心となった人物は馮紹唐であった。彼は遼陽出身の進士であり、翰林院檢討等を歴任した官僚であった²⁴⁾。清朝は日露戦争後、馮紹唐を諸制度の調査のために日本に派遣したこともある²⁵⁾。義和団事件の際、馮紹唐是北京から郷里の遼陽に戻り、この地域の有力者であった拳人の劉春煊、同じく徳彬、さらに海城、新民府、広寧という隣県の「士紳」とともに盛京將軍増祺に上書し、郷団設立の許可を求めた²⁶⁾。この時、馮紹唐は遼陽、海城県境地帯の郷団総練長に自分の甥である馮麟閣(徳麟)を推薦している。馮麟閣は当時「緑林」の武将であり、遼東の俠豪として勇名を馳せていた人物であった²⁷⁾。つまり、馮紹唐を中心としたこの地域の有力者は民間の武装勢力である「緑林」を用いて、これを郷団の母体とし、「土匪」の侵入から各

郷村を防衛しようとしたのである。総練長に任命された馮麟閣は大駱駝背に侵入した志朗軒、劉二堡を侵した印蘭亭、費錫武、十一老疙疸、山東幫朱子榮等の「土匪」の一団を撃退した²⁸⁾。馮麟閣は後に総督趙爾巽に帰順し、陸軍第28師長等を務め、一時は張作霖とともに奉天軍界の実力者として強い勢力を有した人物である²⁹⁾。

さて、本稿が注目する袁金鎧は郷里の遼陽県北部で郷団を指揮した。ロシアの占領下にあった1903年（光緒29年）、陳小玩という人物に率いられた「匪党」の一団が山薬鋪の地を襲った。袁金鎧は妻の兄である蘇慈岑とともに陳小玩を声色をもって誘いだし、これを捕らえて官に送ったという。この事件を機会に、袁金鎧は半拉山子、呂方寺等の数十屯をまとめ、「半拉山郷団」を組織した³⁰⁾。彼が33歳の時のことである。「半拉山郷団」を指揮したことにより、袁金鎧は瀋陽と遼陽を結ぶ要衝の地を自己の勢力下に置くこととなった。こうした経過を説明して、『遼陽県志』は「是の故に言ふ。遼陽の団防、東南に在るは多く勇力を以て顕なり。西北に在るは智謀を以て勝る³¹⁾」と記している。徐珍に指導された郷団が「勇力」を誇ったならば、袁金鎧に組織された郷団は「智謀」で勝った。この「智謀」こそ、袁がその後、奉天地方政界で実力者としての地位を築いていくための武器であった。

吉洞峪、西路、劉二堡、及び半拉山の郷団について簡単に説明したが、次にこうした郷団と公権力との関係について検討してみたい。

3 郷団と公権力との関係

郷団を組織、指揮したのは各地の有力者であった。公権力の統治機能が半ば麻痺したなかで、彼らは従来から保持した土着的な指導力と組織力を行使して郷団を編成した。したがって、郷団はまず第一に、民間武装集団としての性格を強く有していたと言えよう。こうした郷団の存在は公権力にとって次の二つの点で脅威であった。まず第一点は、本来は公権力が行うべき人民の徴発、徴税という仕事にまで郷団が介入したことである。『遼陽県志』には郷団を組織、維持するために、「戸を按じて丁を抽す³²⁾」、「地に就いて丁を抽す³³⁾」、「青糧

を日地（約6畝）ごとに1角抽収し、堡防の款となす³⁴⁾」〔（ ）内は筆者〕と
いった記述があるが、郷団の構成員を各戸から徴発し、また郷団運営の費用を
人民から徴収したのは、各郷村の有力者であった。第二点は郷団の武力の矛先
がいつ公権力に向けられるか分からないという危険である。特に、馮麟閣の場
合が示すように、一部の郷団は、公権力に帰順したかつての「緑林」を母体に
して編成されていた。つまり、郷村の自衛組織と言うものの、郷団内部には既
に職業化した武装集団が存在していたのである。このような武装集団はいわば
「土匪」とは表裏一体の關係にあり、その存在は各地域の住民のみならず、公
権力にとっても脅威であった。

清朝が官僚、あるいは進士、挙人等の身分を有する者に郷里の郷団を編成さ
せたのは、これらの郷団を公権力の統制下に置こうとしたからに他ならない。
馮紹唐が清朝の官僚であったことは既に述べた。さらに棲窩郷団を率いた袁鎮
南も進士の身分を有し、かつて堤防工事に大きな功績を挙げた河南省桐柏県の
知事であった³⁵⁾。表1にあるように、馮紹唐、袁鎮南をはじめ、遼陽の郷団を
組織した者の多くは進士、挙人、歳貢、恩貢、廩生等の身分を有していた。つ
まり、彼らは在地の有力者であるとともに、清朝の官僚、あるいはその予備軍
であった。したがって、彼らに率いられた郷団は民間の武装集団という性格を
有しながらも、なお清朝官僚機構と強いつながりを有し、官の統制下にあった
と言える。

表1に示した遼陽の各郷団は公権力の認知を受けていたが故に、『遼陽県志』
という公の史料に記録されたのであり、奉天各地で組織された郷団が全て官の
統制下にあったわけではない。民間の武装集団としての性格を色濃く有し、公
権力に対抗する存在となった郷団もまた数多く存在したことを指摘しておく必
要がある。

その一例として、奉天省朝陽鐔子溝の地主であった鄧萊峰が組織した聯庄会
がある。この聯庄会も、郷団と同じく鄉村防衛を目的として、在地の有力者に
よって組織されたものであった。義和団事件の時期の混乱の中で、鄧萊峰は
「賊匪」の襲来に備えて朝陽の各郷村をまとめ、聯庄会を組織した。1900年8

月、義和団を応援するこの地域の郷民と朝陽のカトリック教会との間に衝突が生じ、この事件は教会、さらにこれを支援するロシア軍と朝陽聯庄会との戦闘にまで拡大した。多くの朝陽郷民がロシア軍に殺害されたという。ロシア軍と朝陽聯庄会との間の和平交渉は難航し、最後にはロシア軍の要求により、清軍が朝陽聯庄会の弾圧に乗り出した。1902年11月、鄧萊峰等の指導者は殺害され、この地の聯庄会は解散させられたという³⁶⁾。

また、日露戦争の時期、奉天省海龍、興京一帯の有力者であった王閣臣が郷団を組織したが、清朝はやはりこの郷団の強い勢力を恐れ、その解散を命じた³⁷⁾。この郷団の結成に参加していた張榕は、この事件を契機に反清運動に深く関わるようになったという。既に述べたように、張榕は袁金鎧と同じく漢軍旗人の大地主の家に生まれ、辛亥革命時には奉天の反清運動指導者として知られていた人物である³⁸⁾。

20世紀初頭の社会混乱の中で、奉天各地では多くの郷団、聯庄会が組織された。郷村防衛という結成の目的は同じであったものの、誰が郷団を組織したのか、またそれぞれの郷団が実際に置かれた状況によって、ある郷団は公権力とのつながりを保ち、あるものは公権力に対抗する存在となっていた。日露戦争後、東三省地方権力の過酷な増税増捐に対し、激しい抵抗運動を展開した莊河、復州の聯庄会などは、辛亥革命期にいたると、この地域の反清運動を担う中心的な組織となっていく³⁹⁾。一方、公権力の統制下にあった郷団の一部はやがて巡警等に再編成され、各地の抗捐闘争、反清運動を弾圧するために動員されていった⁴⁰⁾。

4 袁金鎧による遼陽巡警機構の掌握

公権力がその統治機能を一度回復すれば、清朝は民間の武装集団である郷団がそのままの形で存続することを許さなかった。義和団事件、日露戦争の後、東三省各地の郷団は解散を命じられ、その一部は公的統治機構のもとに再編成されていった。『遼陽県志』は「保甲の縁起は郷団に始まる⁴¹⁾」と記し、義和団事件の後、遼陽の一部の郷団が堡防として改組され、さらに1910年（宣統

2) にはこの堡防が預警として再編成されていった経緯を説明している⁴²⁾。これらの保甲組織は知州の強い統制下に置かれていた。

また、総督錫良は1909年(宣統元)から1911年(宣統3)にかけてのいくつかの上奏文のなかで、奉天省では巡警機構の整備が急速に進んでいたことを報告している⁴³⁾。例えば、宣統3年2月の上奏によれば、それまでに全省の警区218, 分所687か所に巡警19,197名が配置され、平時の用には十分対応出来る態勢が整っていたという⁴⁴⁾。こうした巡警制度の確立も、かつての各地の郷団の一部をその組織の基礎にして進められたものであった。

遼陽の郷団も日露戦争後に解散を命じられ、その一部は保甲、巡警等の公的機関として再編成された。ただし、ここで強調したい点は、保甲、巡警制度の確立とは、郷団指導者の私的な郷村支配に公的な装いを与える程度であったとも考えられることである。つまり、これらの保甲、巡警組織はなお郷団を指揮した在地の有力者の私的な影響下にあった。袁金鎧の場合についてこの点を考えてみよう。

「半拉山郷団」を組織し、遼陽の要衝の地を勢力下に置いた袁金鎧は、日露戦争後に遼陽東路巡警事務を辦理し、つづいて遼陽巡警総局長の地位を獲得した⁴⁵⁾。袁金鎧が遼陽の有力者のなかで中心的な存在であり、また遼陽北部、さらに遼陽全体の秩序維持が実際に郷団指導者であった袁の手にかかっていたからこそ、奉天地方権力は彼に遼陽の巡警を任せたのであった。言い換えれば、遼陽の巡警機構には袁金鎧の私的な支配力が深く浸透していたと考えられる。

日露戦争後、東三省地方権力は内政再建を目的とした諸制度の改革を進め、その財源確保のために過酷な増税増捐を東三省人民に課していた。こうした増税増捐に抵抗する各郷人民の運動が遼寧半島の莊河、復州等をはじめとする奉天各地で展開された⁴⁶⁾。こうした運動を弾圧するために動員されたのが、再編されつつあった巡警組織であった。当時の『民報』に掲載された「遼東義軍檄文」という文章の筆者は、こうした巡警を激しく非難して、「巡警局は則ち博く官鬚の称を得」と記している⁴⁷⁾。まさに袁金鎧は『民報』のいう遼陽における「官鬚」の長となったのであった。

なお、日露戦争後、袁金鎧とともに遼陽西路巡警事務を司ったのが、やはりその後の奉天地方政界の有力者であった于冲漢（後の奉天交渉使、「満州国」監察院長）であった⁴⁸⁾。後の「満州国」の実力者である袁金鎧と于冲漢の二人が、ともに遼陽の巡警を率いていたことは注目に値する。

5 袁金鎧の諮議局副議長就任

遼陽の巡警組織を制した袁金鎧は、ついで新たに設立された奉天諮議局の副議長に選出され、奉天の「地方自治機構」に強い勢力を築き上げていった。諮議局は清末の「立憲運動」の高揚の中で、各省に設けられた「地方議會」であり、督撫の諮詢に答え、各省の予算、決算、租税、公債、及び各省の諸般の問題を審議する機関であった⁴⁹⁾。また、奉天諮議局は当時「国会開設請願運動」を推進した各省諮議局連合会の有力な一員であり、袁金鎧自身も1911年5月に国会速開請願のために上京し、清朝より即刻退去を命じられたことがある⁵⁰⁾。

諮議局の開設は東三省においては特に次のような意味を有していた。既に述べたように、義和団事件、日露戦争の際の混乱の中で、東三省地方権力の統治機能は半ば麻痺していた。そこで、東三省地方権力は内政再建の一つの重要な柱として、各地の有力者を諮議局を頂点とする「地方自治機構」のもとに結集し、彼らの在地支配力を公的な支配機構のもとに組み込むことを図った。一方、各地の有力者はこうした「地方自治機構」に参加することにより、公的な政治権力を獲得することを目指したのである。東三省ではまず最後の盛京将軍であった趙爾巽が「諮議局章程」の公布をうけて、諮議局開設のための準備機関として全省自治局を設け、そこに調査員養成会を附設した⁵¹⁾。ついで、徐世昌は1908年（光緒34）に諮議局開設の準備事務局として諮議局籌辦所を奉天に設け、ここに自治研究所を併設した⁵²⁾。調査員養成会、自治研究所の學員には各地の「士紳」が隣選、あるいは各州県からの推薦によって採用された。彼ら學員が諮議局及び各地の「地方自治機構」設立のための準備、調査活動を行ったのである⁵³⁾。こうした方法を取ることで、東三省地方権力はまずこの地域の実情を把握し、各地の有力者を掌握する手掛かりをつかんだといえよう。

こうした東三省地方権力の諮議局設立の動きのなかで、袁金鎧は1906年(光緒32)に遼陽の有力者とともに自治期成会という組織を結成した。この会の目的は、遼陽の有力者が自らを組織し、将来の「地方議會」選挙に備えることにあった。会長、副会長には袁金鎧、徐珍がそれぞれ就き、さらに高鈞閣、呉恩培、張成箕、張東璧、趙乃弼等が会員として名を連ねていた⁵⁴⁾。袁金鎧が自治期成会の会長であったということは、遼陽の地方社会における彼の指導的な地位を示している。また、この自治期成会の会員等は「満州国」の時代に至るまで、奉天地方官僚の重要な一角を構成していった。例えば、「満州事変」の後、袁金鎧、于冲漢等は日本軍の「満州」占領に呼応して奉天地方自治会、地方維持委員会を結成したが、張成箕、高鈞閣等はこれらの組織の重要な構成員であった⁵⁵⁾。

『東三省政略』の記述によれば、自治研究所学員等による調査によって、宣統元年2月までに奉天全省で52,679人からなる諮議局選挙の選挙人名簿が作成された。この人数は当時の奉天省の全人口とされた8,769,744人の0.6パーセントにあたり、極めて少数の者にのみ、選挙権、被選挙権が与えられていたことを示している⁵⁶⁾。宣統元年3月には諮議局の第1次選挙が実施され、さらに錫良の着任後の4月に第2次選挙が行われ、50名の諮議局議員が選出された⁵⁷⁾。

諮議局選挙の選挙権、被選挙権が年令、財産、官位、旧科举制度における身分、学歴等で規定されていたことは、地主層を中心とした社会の最上層部にのみ選挙、被選挙権が与えられていたことを意味している⁵⁸⁾。特に、選出された諮議局議員はこうした奉天の在地支配層の頂点に位置し、既に一定の政治的、社会的地位を有していた者であった。例えば、旧科举制度の下での身分を示せば、奉天諮議局議員50名のうち進士が3名、さらに举人、貢生、生員はそれぞれ8名、13名、18名であった⁵⁹⁾。遼陽からは袁金鎧、徐珍、白永貞の3名が諮議局議員に選出された⁶⁰⁾。9月の第1回会議で寧遠選出の呉景濂(後の衆議院議長)が議長に、そして袁金鎧、孫百斛(承德選出)が副議長に選出された⁶¹⁾。袁金鎧が諮議局副議長という要職についたことは、警察官僚である彼の

表 2 郷団指導者の「地方議会」での地位

	名 前	郷団を組織した地域	諮議局，議事会，董事会での地位	そ の 他
1	袁 金 鎧	半 拉 山	奉天諮議局副議長	自治期成会会長 奉天省議會議員 自治期成会副会長 奉天省議會議員
2	徐 珍	吉 洞 峪	奉天諮議局議員 第十鄉（吉洞峪）議事会董事会議員	
3	于 祥 和	西 路	遼陽州議事會議員 第十四鄉（唐馬寨）議事会董事会議長	
4	劉 広 葆	西 路	第十四鄉（唐馬寨）議事会董事会郷董	奉天省議會議員 奉天省議會議員
5	周 紹 棠	劉 二 堡	第十一鄉（劉二堡）議事会董事会議長	
6	王 自 斌	劉 二 堡	第十一鄉（劉二堡）議事会董事会議員	
7	春 瀧	陳 家 台		
8	丁 春 和	王 羅 屯	第十二鄉（小趙台）議事会董事会議長	
9	商 作 霖	王 羅 屯	遼陽州議事會議員	
10	趙 乃 弼	王 羅 屯	遼陽州議事會議長	
				自治期成会会員 奉天省議會議員

史料：『遼陽県志』巻 23「自治志」1b—8b 頁（洋装本 第 3 冊 868 頁—882 頁）

諮議局，省議会については

『奉天通志』巻 160「選挙 7 新選挙」51 頁（洋装本 第 4 冊 3725 頁）

56—58 頁（洋装本 第 4 冊 3727—3729 頁）

自治期成会については

何東林「辛亥革命在遼陽」、『辛亥革命回憶錄 第五集』（文史資料出版社，1981 年）568 頁。

強い勢力を物語っている。また、遼陽選出の 3 人の議員のうち 2 名がかつての郷団指導者であったことは興味深い。

ここで同時に注目したい点は、遼陽の郷団指導者たちの多くが諮議局の下部組織と言うべき議事会，董事会の議員に選出されていたことである。各城郷鎮の議事会は各地方の学務，衛生，進路工事，農工商務，善挙，公共事業に関して審議，決議を行う機関であった。

また，董事は議事會議員から選出され，議事会の議決事項を執行する任に当たった⁶²⁾。宣統 2 年 8 月 25 日の総督錫良の上奏によれば，宣統 2 年 2 月に奉天省の各城廂において議事会，董事会選挙のための予備調査が行われ，全城廂の人口 1,231,719 人から一定の財産，官位，身分を有する 26,847 人の者に選挙権が与えられた。極めて少数の者にのみ選挙権が与えられたことは，諮議局選挙の場合と同様である。同年の 5 月，6 月に奉天各地で選挙が行われ，各城

廂の議事會議員 590 名，董事会董事 268 名が選出された⁶³⁾。

遼陽においても宣統2年6月に議事会，董事会の選挙が行われ，城廂議員 16 名と各郷議員 290 名が選出された。『遼陽県志』はその全ての議員の名前を記しているが，表2に示したように，于祥和，劉広葆，周紹棠，王自斌，于春和，商作霖，趙乃弼といったかつての郷団指導者がこれらの選挙で議員に選出されている⁶⁴⁾。このことは郷団解散後も，彼らがなお遼陽の各地域社会で指導的な位置にあったことを示している。

諮議局，議事会，董事会という「地方自治機構」は在地勢力が互いに情報を交換し，自分たちに共通な利益の実現を公権力に求める場であった。また，彼らは議員として得た公権力とのつながりを背景に，その在地支配を一層強化していったのである。こうした議事会，董事会議員と諮議局議員であった袁金鎧，徐珍との間には当然，縦あるいは横の強い結びつきがあったと考えてよい。袁金鎧が諮議局副議長に選出されたということは，彼が奉天各地の有力者に強い影響力を行使しうる位置にあったことを如実に示している。

辛亥革命を迎えると，奉天の巡警，また「地方自治組織」を率いた袁金鎧は，総督趙爾巽に重用され，この地域の反清運動を弾圧することに指導的な役割を果たしていった。趙爾巽，袁金鎧，張作霖等が，如何にこの地域の反清運動を抑え込んでいったかを探ることは興味深いが，この点については改めて別稿でとりあげることとする。

結びに代えて

本稿は旧奉天省の有力な地方官僚であった袁金鎧という人物をとりあげ，彼が清末の時期に遼陽の郷団指導者として頭角を現し，さらに奉天の巡警機構，地方議会で強い勢力を築きあげていった点を論じた。

袁金鎧はこれまでの東三省の歴史研究のなかでは，あまり注目されることのない存在であった。しかし，「まえがき」で述べたように，この地域の近代史のなかで彼の占める位置は重要である。したがって，筆者はさらに今後，辛亥革命から「満州国」の時代に至るまでの奉天地方政界における袁金鎧の動きを

順次まとめ、この地域に成立した各政権を下から支えた奉天地方官僚の実態に迫っていきたいと考えている。

- 1) 外務省情報部『現代中華民国・満州国人名鑑（昭和7年版）』（東亜同文会，昭和7年）433頁
- 2) 山口重次『消えた帝国 満州』（毎日新聞社，昭和42年）246頁
- 3) 袁金鎧と満州国の関係について，1935年（昭和10）の『満州評論』に次のような興味深い文章が掲載されている。「満州事変の初期に関東軍が提携の手を差伸べたのは袁金鎧・于冲漢氏等の「眷宿」であった。（中略）関東軍が特に重大な建国創業の相手方として，わざわざ甚だ非能率的な隠居さん達を引出したのは何故であったか。それは満州が現に地主階級に支配され，将来も当分は支配されるべき国柄であるとの認識から，この支配階級の最高且つ善良なる代表者として彼等を選択し，それによりて先ず支配階級の信頼を獲得したのち，この信頼を通じて全国民に接近しようと企図したものに外ならぬ。」「時評 満州統治と地主階級—新機構首脳部への進言・其一」『満州評論』第8巻第2号，昭和10年1月，2頁
- 4) 園田一亀『奉天派の新人と旧人』（奉天新聞社，大正12年）84頁
- 5) 田村実造『中国征服王朝の研究 上』（東洋史研究会，昭和39年）327頁
- 6) 押野昭生「遼陽」『アジア歴史辞典 第9巻』（平凡社，1960年）308頁
- 7) 外務省情報部『現代中華民国・満州帝国人名鑑（昭和12年版）』（東亜同文会，昭和12年）616，655，692，638頁
- 8) 太宰松三郎編纂『満州現代史』（南満州鉄道株式会社，大正14年）224頁
- 9) 『清国行政法 復刻版』（汲古書院，1972年）第4巻 275頁
- 10) 例えば，旗人は特別の裁判籍に置かれ，さらに換刑の恩恵に浴することが出来た。『清国行政法 復刻版』第5巻 94—98頁，第2巻 50—53頁
- 11) 浦廉一「漢軍（烏真超哈）に就いて」『桑原博士還暦記念東洋史論叢』（弘文堂書店，昭和5年）816—817頁
- 12) 「清初先都遼陽，土著漢人降附者為漢軍」『遼陽県志』巻24「人類志」2b頁，〔同書（洋装本）（成文出版社，民国62年）第3冊 890頁〕
- 13) 拙稿「清朝の時代，東三省における八旗荘園の荘頭についての一考察」『社会経済史学』第46巻第1号，昭和55年6月
- 14) 内務府官荘，戸部官荘等の土地を管理，耕作した旗丁は八旗上三旗（鑲黃旗，正黃旗，正白旗）の漢軍旗人として，官荘旗籍に属した。南満州鉄道株式会社調査課（天海謙三郎筆）『満州旧慣調査報告書前篇ノ内 内務府官荘』（南満州鉄道株式会社，大正2年）62—64頁

- 15) 趙爾巽の父文穎については「文穎，三甲四十一名，漢軍正藍旗人，趙氏，遼海志略：遼陽人，住義州」という記述が、『奉天通志』巻154「選舉1 進士 清」〔同書（洋装本）（古旧書店，1983年）第4冊，3579頁〕にある。趙爾巽の兄弟の趙爾震，趙爾萃については、『奉天通志』巻154「選舉 進士 清」（洋装本 第4冊，3581—82頁）。趙爾豊については，銭実甫『清季新設職官年表』（中華書局，1961）89頁
- 16) 秦誠至「辛亥革命与張榕」『辛亥革命回憶錄 第五集』（文史資料出版社，1963年）592頁。中国国民党中央委员会党史史料編纂委員会『革命人物誌 第4集』（中央文物供应社，民国59年）408—15頁
- 17) 1908年（光緒34）の奉天諮議局の調査によれば，奉天省の全人口10,238,309人のうち1,823,359人（約18パーセント）が漢軍旗人の籍にあったという。『滿州地方志 巻一』（関東都督府，明治44年）12頁
- 18) 東三省の「股匪」についての最近の研究として，趙中孚「近代東三省鬻匪問題之探討」『中央研究院近代史研究所集刊 第7期』1978年
- 19) 和田清編著『中国地方自治発達史（影印版）』（汲古書院，昭和50年）169—174頁
- 20) 「有清同光時代遼境四經匪患，同治丙寅，光緒甲午小乱者二，光緒庚子，甲辰大乱者二，而全境未至糜爛，人民未至淪胥則鄉團之力也」『遼陽県志』巻22「警甲志」9a頁（洋装本 第3冊，859頁）
- 21) 同書，巻22「警甲志」9a—9b頁（洋装本 第3冊，859—860頁）
- 22) 「吉洞峪練總徐珍集鄉勇，各持抬槍，鳥銃，在峪南韓家嶺，宋家嶺等處扼守。（略）各鄉勇昼張旗幟，夜燃火把，出沒往來，虛實兼用。一日鉦鼓大作，日人數百騎馳至，令鄉勇俱伏，俟至近，發銃齊擊，退却」同書，巻21「兵事志」8b頁（洋装本 第3冊，836頁）
- 23) 「及甲辰日俄戰，日將軍某過吉洞峪，猶指徐宅曰此甲午時与之對壘者也」同書，巻21「兵事志」8b頁（洋装本 第3冊，836頁）
- 24) 同書，巻9「鄉宦志」26a頁（洋装本 第2冊，441頁）
- 25) 北京支那研究会編『最新 支那官紳錄』（支那研究会，大正7年）543頁
- 26) 『遼陽県志』巻9「鄉宦志」26a—26b頁（洋装本 第2冊，441—42頁）
- 27) 前掲『奉天派の新人と旧人』94頁
- 28) 『遼陽県志』巻21「兵事志」9a頁（洋装本 第3冊，837頁）
- 29) 前掲『最新 支那官紳錄』544—45頁
- 30) 『遼陽県志』巻22「警甲志」10b頁（洋装本 第3冊，862頁）
- 31) 「是故言，遼陽國防在東南者多以勇力顯，在西北者以智謀勝」同書，巻22「警甲

- 志」12a 頁（洋装本 第3冊，865 頁）
- 32) 「重整团練，按戸抽丁聯絡五十三屯」同書，卷22「警甲志」10a 頁（洋装本 第3冊，861 頁）
- 33) 「同時操辦郷団，皆係就地抽丁」同書，卷22「警甲志」11a 頁（洋装本 第3冊，863 頁）
- 34) 「抽收青糧每日地一角作堡防的款」同書，卷22「警甲志」7a 頁（洋装本 第3冊，855 頁）
- 35) 同書，卷9「郷宦志」22b—23a 頁（洋装本 第2冊，434—35 頁）
- 36) 中国科学院歴史研究所，吉林師範大学歴史系編『近代東北人民革命運動史』（吉林人民出版社，1960 年）133—36 頁
- 37) 前掲 秦誠至「辛亥革命与張榕」594—95 頁
- 38) 張榕は1905 年（光緒31），憲政調査のために海外に派遣されようとしていた戴鴻慈，端方等五大臣の暗殺を図った犯人の一人として捕えられたことがある。この時，仲間の呉樾は爆死した。張榕は旗人の身分を有していたが故に，清朝有力者李蓮英の口添えて処刑を免れた。その後，彼は收容されていた天津監獄から脱獄し，日本に渡った。張榕は日本で孫文等と会い，辛亥革命時，再び反清運動の指導者として奉天の政界に登場した。前掲「辛亥革命与張榕」595—97 頁
- 39) 前掲『近代東北人民革命運動史』172，178—79，222—23 頁
- 40) 巡警とともに，軍隊も抗捐闘争，反清運動を弾圧するために動員された。後の奉天政界の実力者である張作霖，馮麟閣，張景惠（後の「満州国」総理），湯玉麟等の軍人は「緑林」の出身であり，日露戦争後，招撫されて公権力の側についたのがあった。前掲『奉天派の新人と旧人』5，50，77，94 頁
- 41) 「保甲之縁起始於郷団，（中略）改郷団為堡防兼任看青，或数村或数十村聯為一会，由知州委任正副防長」『遼陽県志』卷22「警甲志」6b 頁（洋装本 第3冊，854 頁）
- 42) 「宣統二年，奉天諮議局改堡防為預警，訂定簡章城内設預警辦事処」同書，卷22「警甲志」7a 頁（洋装本 第3冊，855 頁）
- 43) 中国科学院歴史研究所第三所主編『錫良遺稿 草稿 第2冊』（中華書局，1959 年）963，1116，1221—22，1278—79 頁。文書番号 899，1021，1109，1161
- 44) 同書，1278 頁。文書番号 1161
- 45) 前掲『奉天派の新人と旧人』84 頁
- 46) 前掲『近代東北人民革命運動史』168—79 頁
- 47) 「遼東義軍檄文」『民報』第20号，1908 年4月。〔影印版：中華民国史料叢編『民報』（中国国民党中央委员会党史史料編纂委員会，民国58 年）第6冊 3258 頁〕

- 48) 前掲『奉天派の新人と旧人』54—55, 84 頁
- 49) 『満州一般志 草稿 巻1』(関東都督府, 明治44年) 445—50 頁
- 50) 李守礼「各省諮議局聯合会と辛亥革命」『中国現代史叢刊 第3冊』353—54 頁
- 51) 『東三省政略』巻6「民政 奉天省」23 頁〔同書, 洋装本(文海出版社, 民国54年) 第7冊 3707—80 頁〕
- 52) 同書, 巻6「民政 奉天省」22—23 頁〔洋装本, 第7冊 3705—06 頁〕
- 53) 同書, 巻6「民政 奉天省」16, 23 頁〔洋装本, 第7冊3693—94, 3707—08 頁〕
- 54) 何東林「辛亥革命在遼陽」『辛亥革命回憶録 第五集』(文史資料出版社, 1963年) 596 頁
- 55) (「満州国」) 國務院統計編纂処『大同2年刊行 第1次 満州国年報』(國務院統計処, 1933年) 11—13 頁
- 56) 前掲『東三省政略』巻6「民政 奉天省」26, 46—47 頁〔洋装本, 第7冊 3713, 3753—56 頁〕
- 57) 前掲『錫良遺稿 草稿 第2冊』965 頁. 文書番号 899
- 58) 諮議局選挙の選挙権は25歳以上の男子で, かつ次の条件を満たす者に与えられていた。1) 学務その他の公益事業に3年以上従事し, 成績優秀なる者, 2) 中学卒業以上の学歴を有するか, 挙貢生員以上の資格を有する者, 3) 文官7品, 武官5品以上の任官経験者, 4) 5,000元以上の営業資本か不動産を有する者。張朋園『立憲派と辛亥革命』(中央研究院近代史研究所, 民国58年) 13—14 頁
- 59) P'eng—yuan Chang, "The Constitutionalists," in Mary C. Wright ed., *China in Revolution, The First Phase, 1900~1913*. (Yale Univ., 1968), p 151.
- 60) 『奉天通志』巻160「選挙7 新選挙」51 頁(洋装本 第4冊, 3725 頁)
- 61) 前掲『錫良遺稿 草稿 第2冊』1115 頁. 文書番号 1021
- 62) 前掲『満州一般志 草稿 巻1』466—79 頁
- 63) 前掲『錫良遺稿 草稿 第2冊』1219 頁. 文書番号 1021
- 64) 『遼陽県志』巻23「自治志」1b—8b 頁(洋装本 第3冊, 868—82 頁)

(一橋大学専任講師)